

長崎市規則第 104 号

長崎市組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市組織規則の一部を改正する規則

第 1 条 長崎市組織規則（昭和 50 年長崎市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表総務部総務課の項第 3 号中「条例、規則等の制定改廃」を「例規事務に係る総括（条例の制定改廃を含む。）」に改める。

第 2 条 長崎市組織規則の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表総務部総務課の項第 3 号中「（条例の制定改廃を含む。）」を削る。

附 則

この規則中第 1 条の規定は令和 9 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 10 年 10 月 1 日から施行する。